

駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文（
右側改正部分
左側現行条文）

○ 駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令（昭和三十三年政令第百三十一号）

（特別給付金の額）

第十条 法第十五条第一項に規定する特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に係る特別給付金の額は、第二表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。

一 一定年による退職の日以後再雇用された者で法第十五条第一項に規定する理由（前条第三号に掲げる理由を除く。）の発生に伴い離職を余儀なくされたもの

二 前条第二号に掲げる理由のうち防衛施設庁長官が指定するものの発生に伴い離職を余儀なくされた者

第一表

項		
一	離職又は死亡の日までの在職期間 六月以上一年未満	特別給付金の額 十一万九千円 ―― 十二万三千円

九	八	七	六	五	四	三	二
十五年以上十七年未満	十三年以上十五年未満	十一年以上十三年未満	九年以上十一年未満	七年以上九年未満	五年以上七年未満	三年以上五年未満	一年以上三年未満
六十四万四千円 六十二万四千円	五十六万三千円 五十四万六千円	四十八万五千円 四十七万円	四十万七千円 三十九万四千円	三十二万九千円 三十一万九千円	二十六万六千円 二十五万八千円	十九万八千円 二十万四千円	十五万七千円 十五万二千円

十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十
三十一年以上三十三年未滿	二十九年以上三十一年未滿	二十七年以上二十九年未滿	二十五年以上二十七年未滿	二十三年以上二十五年未滿	二十一年以上二十三年未滿	十九年以上二十一年未滿	十七年以上十九年未滿
百五十三万六千円 百四十八万七千円	百三十八万千円 百三十三万七千円	百二十五万六千円 百二十一万六千円	百十四万四千円 百十万八千円	百三万四千円 百万千円	九十二万五千円 八十九万六千円	八十三万円 八十万四千円	七十一万三千円 七十三万六千円

第二表

項	一	二	三	
離職の日までの在職期間	一年以上三年未満	三年以上五年未満	五年以上七年未満	
特別給付金の額	十万七千円 十一万千円	十一万八千円 十二万二千円	十三万五千円 十三万九千円	十五万二千円

十八	十九
三十三年以上三十五年未満	三十五年以上
百六十四万円 百六十九万四千円	百七十九万三千円 百八十五万二千円

	四	七年以上九年未満	十五万七千円
	五	九年以上十一年未満	十八万千円 十八万七千円
	六	十一年以上十三年未満	二十一万二千円 二十一万九千円
	七	十三年以上十五年未満	二十四万三千円 二十五万千円
	八	十五年以上十七年未満	二十八万七千円 二十九万六千円
	九	十七年以上十九年未満	三十三万千円 三十四万二千円
	十	十九年以上二十一年未満	三十九万四千円 四十万七千円
	十一	二十一年以上二十三年未満	四十五万八千円 四十七万三千円
			五十二万七千円

十二	二十三年以上二十五年末満	五十四万四千円
十三	二十五年以上二十七年末満	六十万二千円 六十二万二千円
十四	二十七年以上二十九年末満	六十八万二千円 七十万四千円
十五	二十九年以上三十一年末満	七十六万九千円 七十九万四千円
十六	三十一年以上三十三年末満	八十六万円 八十八万八千円
十七	三十三年以上三十五年末満	九十五万二千円 九十八万三千円
十八	三十五年以上	百四万五千円 百七万九千円